

建築物台帳記載事項証明書交付事務取扱要領

〔平成31年3月28日〕
都市整備部長決裁

諸証明書交付事務取扱要領（平成22年3月2日都市整備部長決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第8項に規定する台帳（以下「建築物台帳」という。）に記載された事項を証明するための建築物台帳記載事項証明書（以下「証明書」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（証明の対象となる建築物台帳）

第2条 平成元年度以降の建築確認その他処分に関する建築物台帳について、記載事項の証明を行うものとする。

（証明書の交付対象）

第3条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建築主もしくは所有者（以下「建築主等」という。）又は建築主等から委任を受けた代理人とする。

（証明書の交付申請）

第4条 申請者は、建築物台帳記載事項証明願（様式第1号）を都市整備部建築指導課に提出しなければならない。

2 申請者が、建築主および建築主から委任を受けた代理人以外の場合は、前項に掲げる書類のほかに所有者であることが確認できる書類を添えて提出しなければならない。

3 申請者は、証明書の交付を受けるに当たっては、運転免許証その他本人確認のできる書面等（以下「本人確認書類」という。）を提示（郵便請求の場合においては、本人確認書類の写しを提出。）しなければならない。

（証明書の交付）

第5条 証明書は、都市整備部都市総務課において交付する。

2 証明書は、午前8時30分から午後5時15分までの間（毎週日曜日および土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日ならびに年末年始の休日を除く。）に、交付するものとする。

（手数料）

第6条 申請者は、秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）別表第7に基づき、手数料を納付しなければならない。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（実施期日）

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

建築物台帳記載事項証明願

年 月 日

（宛先）秋田市長

申請者 住 所

氏 名

下記の事項について、建築基準法第12条第8項に規定する台帳に記載されていることを証明願います。

記

建 築 主 (設置者・築造主)	(住所) (氏名)
敷地の地名地番	秋田市
主 要 用 途	
工 事 種 別	
延 べ 面 積	(申 請 部 分)(申請以外の部分)(合 計) (m ²)(m ²)(m ²)
構 造	造
階 数	地上 階 地下 階
そ の 他 (昇降機・工作物)	
確 認 済 証	交付番号 年 月 日 第 号
計画変更確認済証	交付番号 年 月 日 第 号
中間検査合格証	交付番号 年 月 日 第 号
検 査 済 証	交付番号 年 月 日 第 号

上記は建築基準法第12条第8項に規定する台帳に記載されていることを証明します。

年 月 日

秋田市長 穂 積 志

証明書の 使いみち	1 登記 4 税務署提出	2 金融機関提出 5 その他 ()	3 裁判所提出
申請枚数	※証明件数	※金 額	※公印使用承認
枚	件	円	※ 受付年月日
※決裁欄			
課長	副参事		
上記の証明書を交付してよろしいか伺います。			
起案者 建築指導課		印	

※印の欄は記入しないでください。

(注意事項)

- (1) 証明書は、建築物台帳に記載された事項を証明するもので、建築物の現況等を証明するものではありません。
- (2) 建築物台帳に記載のない事項は証明できません。また、証明を受けたい事項のみを証明することもできます。(証明が不要な欄は斜線を引いてください。なお、建築主および敷地の地名地番の欄は必ず記載してください。)
- (3) 昇降機の場合、主要用途の欄に昇降機の種別を記載し、その他の欄に用途、積載荷重、最大定員、定格速度を記載してください。
- (4) 法第88条第1項工作物の場合、主要用途の欄に工作物の種類、工事種別の欄に工事種別、構造の欄に構造を記載し、その他の欄に高さを記載してください。
- (5) 法第88条第2項工作物の場合、主要用途の欄に工作物の用途、延べ面積の欄に築造面積、工事種別の欄に工事種別を記載し、その他の欄に高さを記載してください。